

武蔵野市地域コーディネーター配置要綱の一部を改正する要綱

武蔵野市地域コーディネーター配置要綱（平成28年４月１日適用）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
（目的） 第１条 この要綱は、地域コーディネーターを武蔵野市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）ごとに配置し、武蔵野市学校支援コーディネーター配置要綱（平成28年４月１日適用）に定める学校支援コーディネーター（以下「学校支援コーディネーター」という。）と連携し、及び開かれた学校づくり協議会（<u>武蔵野市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年６月武蔵野市教育委員会規則第２号）第14条の８第１項及び武蔵野市立境南小学校及び第一中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則（令和５年３月武蔵野市教育委員会規則第４号）</u>）第１条の規定により設置するものをいう。以下「協議会」という。）、地域の団体等と協力しながら、その属する学校に対する教育活動等を支援する者の情報提供及びその連絡調	（目的） 第１条 この要綱は、地域コーディネーターを武蔵野市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）ごとに配置し、武蔵野市学校支援コーディネーター配置要綱（平成28年４月１日適用）に定める学校支援コーディネーター（以下「学校支援コーディネーター」という。）と連携し、及び開かれた学校づくり協議会（<u>武蔵野市立小学校及び中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則（令和７年３月武蔵野市教育委員会規則第５号）</u>）第１条の規定により設置するものをいう。以下「協議会」という。）、地域の団体等と協力しながら、その属する学校に対する教育活動等を支援する者の情報提供及びその連絡調整を行うことで、学校の教員の負担軽減及び地域と連携した学校教育を推進することを目的とする。	字句の改正

整を行うことで、学校の教員の負担軽減及び地域と連携した学校教育を推進することを目的とする。		
---	--	--

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。